

雇用調整助成金の特例措置の拡充の概要

	内容		
雇用調整助成金の概要	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度		
拡充の主な概要	令和2年4月1日から <u>9月30日</u> までに緊急対応期間を延長し、 <u>雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円までに特例的に引き上げ</u> 、同時に <u>解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ</u> 。		
	雇用調整助成金	前回の特例措置の拡充 (令和2年4月1日から6月30日の緊急対応期間)	令和2年度第二次補正予算等に伴う拡充 (令和2年4月1日から <u>9月30日</u> の緊急対応期間)
対象となる事業主	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
生産性指標	・売上高等：10%減少 ・確認対象期間：3か月	・売上高等：5%減少 ・確認対象期間：1か月	・売上高等：5%減少 ・確認対象期間：1か月
対象となる労働者	雇用保険被保険者が対象	非正規雇用を含めた雇用者	非正規雇用を含めた雇用者
被保険者期間要件	6か月以上	撤廃	撤廃
助成率	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：4/5 (解雇等行わない場合：9/10) 大企業：2/3 (解雇等行わない場合：3/4)	中小企業：4/5 (解雇等行わない場合： <u>10/10</u>) 大企業：2/3 (解雇等行わない場合：3/4)
助成上限額	8,330円	8,330円	<u>15,000円</u>
計画届の提出	事前提出	事後提出可能 (1月24日～6月30日)	<u>撤廃(5月19日から適用)</u>
クーリング期間(注)	1年間	撤廃	撤廃
支給限度日数	1年間で100日	4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別枠	4月1日～ <u>9月30日</u> は、1年間の支給限度日数100日とは別枠
その他		教育訓練の加算額引上げ、休業規模の要件緩和、残業相殺の当面停止等	<u>受給済みの事業者・申請済みの事業者にも助成上限額は追加適用等</u>

(注) 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過しなければ、助成金の対象とならない期間をいう。